

報告第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日提出

市川市長 村 越 祐 民

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本市の公務災害補償制度についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和 2 年 3 月 31 日

市川市長 村 越 祐 民

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月３１日

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第２０号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市川市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第１号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第２号中「８,８００円」を「８,９００円」に改め、同条第３項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第３条の４第５項第２号及び第６項並びに第４条第７項第２号及び第８項中「１００分の５」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表団長及び副団長の項中「１２,４００円」を「１２,４４０円」に、「１３,３００円」を「１３,３２０円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「１０,６００円」を「１０,６７０円」に、「１１,５００円」を「１１,５５０円」に、「１２,４００円」を「１２,４４０円」に改め、同表班長及び団員の項中「８,８００円」を「８,９００円」に、「９,７００円」を「９,７９０円」に、「１０,６００円」を「１０,６７０円」に改め、同表備考１中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 5 条第 2 項第 2 号及び別表の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。